

五泉市農業委員会

令和3年 第9回 定例総会議事録

会議開催 令和3年9月30日(木) 午後2時00分
場 所 五泉市福祉会館 3階 大会議室

出席委員(19人)

1 番 渡辺 清滋	2 番 加藤 健一
3 番 江口 聡	4 番 渡邊 清司
5 番 高橋 甚一	6 番 今井 聡
7 番 岩出 ノブ子	8 番 林 毅
9 番 亀山 公子	10 番 権平 孝男
11 番 阿部 伸由	12 番 渡邊 みのり
13 番 高岡 公衛	14 番 川村 孝雄
15 番 佐久間 公英	16 番 楯 英樹
17 番 地濃 潤一	18 番 松尾 タカ子
19 番 古田 常藏	

欠席委員

無し

関係説明者

局 長	鈴木 一弘	次 長	五十嵐 敦
村松事務所長	田中 正徳	係 長	阿部 隆
主 査	松村 徹		

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地転用事業変更承認申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農

地利用集積計画について

8. 報告事項

報告第1号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画について

司 会 それでは、ご案内の時間となりましたので只今から、令和3年第9回定例総会を開催いたします。

 会長からごあいさつをいただき、その後は、会議規則第4条により議長として進行をお願い致します。

会 長 ～～あいさつ～～

議 長 只今から、令和3年 第9回総会を開会いたします。

 日程の「3 総会成立宣言」ですが、出席委員数は、19人中、19人で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。

議 長 次に、日程の「4 会期の日程について」であります。本日1日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

 ～～「異議無し」の声あり～～

議 長 「ご異議無し」ということで、左様決定いたします。

 次に、日程の「5 議事録署名委員の指名について」であります。五泉市農業委員会会議規則第13条の規定により作成します議事録の署名委員の指名について、私に、ご一任いただけますか。

 ～～「異議無し」の声あり～～

議 長 それでは、議席番号7番 岩出ノブ子 委員、8番 林毅 委員にお願いします。また、議事録の記録員は、事務局 阿部係長にお願いします。

 続きまして、日程「6 農地パトロールの報告」に入ります。

 調査班の班長13番 高岡公衛 委員から報告してもらいます。

調査班長 （高岡公衛 委員）

 はい議長。議席番号13番、現地調査班 高岡公衛と申します。

 優良農地の保全と確保、無断転用の防止として9月の農地パトロールを実施してまいりました。

 本日9時から私ほか、神尾 推進委員、齊藤 推進委員、長澤 推進委員と事務局の田中所長、阿部係長の6名で管内を見て参りました。

 五泉地区では、橋田、木越、一本杉、寺沢4丁目、中川新。村松地区では、村松、

笹野町、木越荒屋、東石曾根、熊野堂等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議 長 只今の報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

～～質疑応答～～

議 長 無ければ、報告のとおりとします。
続きまして、日程の「7 議件」の審議に入ります。
最初に、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。
事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 事務局。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。
今回の農地法第3条の規定による許可申請は、総数2件で売買が1件、贈与が1件となります。

個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととしまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。

5ページをご覧ください。番号1番は、売買での所有権移転の案件となります。

譲受人は田上町で農業経営を行っている方ですが、規模拡大のため、畑6筆、6,050㎡を議案書記載の金額で売買するものです。

8ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

6ページに戻っていただき、番号2番は、贈与の案件となります。

譲渡人が農業経営をすることができないため、親戚の方と田んぼ…。失礼しました、田9筆、畑4筆、合計13筆、10,096㎡を議案書記載の俵数で贈与するものです。

9ページの審査表をご覧ください。

農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 (高岡公衛 委員)

はい議長。説明いたします。

番号1番は木越荒屋地内の休耕畑で、番号2番は木越および、東石曾根、熊野堂、

木越荒屋地内の田および休耕畑で、特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

渡辺清滋 委員 はい。

議 長 渡辺委員。

渡辺清滋 委員 1 番、渡辺です。確認の意味なんですが、1 番は休耕畑ということでよろしい
ですか。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい。番号 1 番は休耕畑でありました。

渡辺清滋 委員 ということは、今はまさに休耕しておるということで、この譲受人、田上町
の方は、この休耕畑を今後どういう風にしていくのか、この辺りお聞きしたいと思っ
ております。

五泉市の方でない訳ですし大変だと。休耕畑というのは難儀です。それらを確実に
農地としてやっていけるのか気になって質問いたしました。

議 長 はい、事務局。

田中所長 ただいまの渡辺委員のご質問にお答えします。こちらの方は、

（「聞こえない」と問う声あり）

田中所長 失礼しました。こちらの方は、だいぶ前に農業委員会だよりで紹介された里芋など
作っておられる方の知り合いの方、仲間として営農している方で、規模を拡張したい
ので畑で休耕している場所があったらぜひ紹介していただきたい、ということで話が
あったものです。以上であります。

議 長 渡辺委員、どうですか。

渡辺清滋 委員 しっかり農地として利用していただければ、ということだけお願いしたいと思
います。

調査班長 （高岡公衛 委員） はい。

議 長 はい、高岡委員。

調査班長 （高岡公衛 委員）

渡辺委員が心配しておられるのはごもっともかと思いますが、私どもが見てまいりました範囲内においては、休耕畑といっても草ぼうぼうではなく、綺麗に除草もしてありますし畑としてであれば明日にでも耕せる状態でありましたので補足説明とさせていただきます。

議 長 どうですか。

渡辺清滋 委員 はい、よく分かりました。

議 長 いま渡辺委員が指摘されましたように、農地の集積集約というと、出作というのは難しい問題なんです。そういう事も考慮して十分地元の皆さんが結束して良く見てもらえるように、よろしくお願いします。

議 長 他にありませんか。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第2号 農地転用事業計画変更承認申請について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地転用事業変更承認申請は総数1件で、転用目的の変更が1件となっております。

13ページをご覧ください。番号1番は砂利採取に伴う搬出入路として令和2年9月に許可を受けておりましたが、砂利採取への変更を行うものであります。

20 ページの審査表をご覧ください。許可区分については前回と変更なく「ア-(イ)-c」であります。申請地は中川新地内の農用地ですが、周辺への影響も少ないと考えられ、砂利採取後に原形復旧するものであるため、一時転用はやむを得ないものと判断しております。

なお、これと併せまして、別途 5 条申請も提出されております。これについては後でご説明いたします。

以上、ご審議のうえ、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。
「議第 2 号 農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第 2 号 農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり承認されました。
続きまして、「議第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第 5 条の規定による許可申請は、総数 6 件で、売買 1 件、贈与 1 件、賃貸借 4 件であります。

23 ページをご覧ください。番号 1 番は先ほどご承認いただきました、農地転用事業計画変更承認申請と併せて申請されたもので、田 3 筆、合計面積 7,884 m²を砂利採取用地とする一時転用案件で、賃貸借となります。

32 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「ア-(イ)-c」であります。

申請地は中川新地内の農振農用地のため原則として転用は認められておりませんが、一時転用については特例として認められております。

砂利採取後に原形復旧することが前提となっており、周辺への影響も少ないと考えられるため、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。

23 ページに戻っていただき、番号 2 番と番号 3 番は一つの案件となります。田 4 筆、合計面積 3,918 m²を砂利採取場とする一時転用案件で賃貸借となります。

38 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「ア-(イ)-c」であります。

申請地は、一本杉地内の農振農用地のため転用は認められておりませんが、一時転用については特例として認められております。

砂利採取後に原形復旧することが前提となっており、周辺への影響も少ないと考えられるため、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。

続きまして 24 ページをご覧ください。番号 4 番から番号 11 番までは一つの案件となります。田 11 筆、合計面積 8,027 m²を砂利採取場とする一時転用案件で賃貸借となります。

45 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「ア-(イ)-c」であります。

申請地は、一本杉地内の農振農用地のため転用は認められておりませんが、一時転用については特例として認められております。

砂利採取後に原形復旧することが前提となっており、周辺への影響も少ないと考えられるため、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。

続きまして 25 ページをご覧ください。番号 12 番は田 1 筆、655 m²を現場事務所、資材置場などとする一時転用案件で賃貸借となります。

こちらは、東南環状線の建設工事のため現在別の事業者が一時転用許可を受け使用しており、その許可期間満了後に引き続き議案書に記載の事業者が使用するものです。

52 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「エ-(ア)-b-(c)」であります。

申請地は、寺沢 4 丁目地内の都市計画用途地域内のため、第 3 種農地となります。第 3 種農地は転用を認めることとなっておりますので、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。

続きまして 26 ページをご覧ください。番号 13 番は畑 1 筆、414 m²を個人住宅建築用地とする永久転用案件で、親子間での贈与となります。

58 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「エ-(ア)-b-(c)」であります。

申請地は、村松字小新保地内の都市計画用途地域内のため、第 3 種農地となります。第 3 種農地は転用を認めることとなっておりますので、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。

26 ページに戻っていただき、番号 14 番は畑 2 筆、132 m²を個人住宅敷地の拡張、具体的には庭、雪捨場、通路とする永久転用案件で、売買となります。

64 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「エ-(ア)-b-(b)-iii」であります。

申請地は、村松字城跡地内の農地で、おおむね 300m 以内に市街化の指標となる施設、具体的には村松支所があるため、第 3 種農地となります。第 3 種農地は転用を認めることとなっておりますので、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（高岡公衛 委員）

はい議長。説明いたします。

番号 1 番は中川新地内の田で、番号 2 番と番号 3 番は一本杉地内の田、番号 4 番から番号 11 番は一本杉地内の田で、番号 12 番は寺沢 4 丁目地内の田、番号 13 番は村松字小新保地内の畑、番号 14 番は村松字城跡地内の休耕畑で、特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等が ありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」の「あっせん審査委員会案件」を上程します。

事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。

67 ページをご覧ください。今月は 6 件の申し出がありました。

番号 1 番から 6 番の内容については、令和 3 年 9 月 15 日開催のあっせん審査委員会において審議し、あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ています。

番号 1 番から 6 番は、売買の案件です。

番号 1 番は、合計面積 1,528 m²、番号 2 番は、面積 790 m²。番号 2 番は規定面積を満たしていませんが、譲受人は隣接する農地を耕作しており、合計面積が規定面積

を超えるため申請を受理しました。

番号 3 番は、面積 99 m²、番号 3 番は規定面積を満たしておりませんが、譲受人は隣接する農地を耕作しており、合計面積が規定面積を超えるため申請を受理しました。

番号 4 番は、合計面積 887 m²、番号 5 番は、面積 988 m²、番号 6 番は、合計面積 1,902 m²。これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。
「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定されました。
続きまして、「通常案件」についてお諮りします。事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。
69 ページからをご覧ください。今月の通常案件は 5 件、その内、賃貸借の新規は 2 件、再設定は 3 件の申し出がありました。

番号 1 番から 2 番は、新規の利用権設定案件です。番号 1 番は、合計面積 3,062 m²、番号 2 番は、面積 1,021 m²。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

同じく 69 ページをご覧ください。番号 3 番から 5 番につきましては、利用権設定の再設定の案件です。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。
「通常案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」は、原案のとおり決定されました。
続きまして、日程 8 報告事項に入ります。
「報告第 1 号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画について」事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい議長報告いたします。73 ページからをご覧ください。
第 8 回定例総会において議決され、農地中間管理機構へ貸付されました農地について、農用地利用配分計画を報告いたします。
番号 1 番は、賃貸借の案件となります。番号 1 番は、合計面積 13,118 m²。これらを議案書記載の金額で農地中間管理機構から借受人に対して貸借されるものです。
続きまして、番号 2 番は、使用貸借の案件となります。番号 2 番は、合計面積 7,202 m²。これらを農地中間管理機構から借受人に対して使用貸借するものです。
以上報告いたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、報告事項を終了いたします。
以上で、本日の総会の議案審議は終了しました。
これをもちまして、令和 3 年第 9 回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 2 時 35 分 閉会)